

弘前藩領における神職について

篠村 正雄

はじめに

近世宗教の戦後の研究史について、澤博勝氏は、思想史研究の中で仏教思想史・信仰社会史が続けられているが、仏教以外の神道・陰陽道・修験道・民間信仰の研究との共通する土台が構築されていないと指摘する^①。高埜利彦氏は、江戸幕府が朝廷に認めた役割に、官位叙任により身分編成、仏教・神道・陰陽道の国家安全等の祈願による宗教的機能、公家に本所として身分統制の機能があるとする。そして、僧侶・神職・修験者（山伏）・陰陽師・万歳・易者・相撲取・梓巫女の宗教者や芸能者を江戸幕府が身分的に編成していたことに言及している^②。井上智勝氏は、近世の神職組織を地域ごとに比較検討して、その特質を明らかにし、秋田藩領では中世以来の神職の枠組みを藩権力から認められていたため、藩領外の由利郡の神職をも包括する組織があったとする。同藩領では、神職組織が幕藩領主権力の枠組みと一致していなかった^③。幡鎌一弘氏は、吉田神道家の玄関帳「御広間雑記」のデータベース化を進めており、吉田家の活動を五分類している。それは、①執奏（位階・官職の朝廷への取次）、②神道裁許状（官途・装束）許可、③行法（十八神道・宗源行事・

大護摩の三壇行事）・葬祭次第の許可、④祈祷・勧請（霊社・明神号授与、神階授与、鎮札・守神符授与）、⑤神学（日本書紀神代卷等の教授）である。執奉は位階の取次が原則で、地方の神職が官職を受ける場合には執奉は無かったとする^④。田中秀和氏は、幕末維新期の弘前藩の宗教政策を見ていく中で、神仏分離は緩やかに移行し、廃仏毀釈は無かったことを明らかにしている^⑤。西田かほる氏は、神子は巫女の他、守子・梓神子・縣神子・市子、東北地方ではイタコ・ワカ、沖縄ではノロともよばれ、神楽舞・祈祷・祓・口寄せをする宗教者であるとする。下於曾村下ノ若宮八幡宮の場合、免田の一部は村の除地、一部は巫の夫の年貢地となっていて、巫役は基本が女系であったが、夫なしでは勤められなかった^⑥。これは、男性が土地の権利を有し、女性には無かったことによるという^⑥。神子は民俗学で多く論じられ、青森県の神子については、『津軽の民俗』、『新青森市史』別編3民俗、『青森県史』民俗編資料津軽で取上げられているが、神社に所属する神子については触れられていない^{⑦⑧}。最近、多くの自治体史が発行され、新資料の紹介がみられることから、弘前藩領において、第一に以前の拙稿^⑩で明らかにできなかった神職の官職受領の始まりと組織の機能、第二に官職受領と地域社会の関わり方、

第三に別当付神社での神仏習合の在り方、第四に神社に所属する神子の四点について考察する。

引用史料については、特に断らない限り弘前八幡宮の社務日記「弘前八幡宮古文書」（以下、「弘八古」と略記）を使用している¹¹。また、使用する「弘前藩序日記」は、国元と江戸の記録があるので、以下、「国日記」、「江戸日記」と略記する¹²。

一 神職組織

1 神職組織の成立

弘前藩初代藩主津軽為信が津軽地方の深沙宮（現猿賀神社）・岩木山下居宮（現岩木山神社）の旧勢力に寺領を寄進し、懐柔して統一を果たした。二代信枚は弘前築城にあたり、寺社に城下防衛の役割りを担わせた。弘前城の鬼門にあたる弘前熊野宮（現熊野奥照神社）の北に、八幡村から八幡宮を移転させて弘前八幡宮とし、別当最勝院（真言宗）と神主を配し、弘前熊野宮には神主と修験心応院を配した。寛永四年（一六二七）、天守が雷火で焼失すると、東照宮を城内から現地へ移し、別当薬王院（天台宗）と神主二人を配した。樋ノ口村熊野宮には別当を袋宮寺（天台宗）として神職一人を置いた。深沙宮の別当神宮寺（天台宗）は山王一実神道、最勝院は両部神道に属することになる。信枚は天海の弟子になっているところから、このような神仏習合による神社組織にしたものと考ええる。

弘前藩は元和年間（一六一五～二三）、弘前八幡宮神主小野権太夫、

寛永年間（一六二四～四三）には弘前熊野宮神主長利弁太夫を社家頭とし、両社家頭の下に領内を四組に編成して小頭を配し、二地域の樽沢村方面は東直触、青女子村方面は西直触とする神職組織を編成した。弘前神明宮神主齋藤長門が寺社奉行の直接支配であったが、他の神職は神社付の寺院・別当の管轄下にあった。この内、領内九割の神職は、両社家頭を通して最勝院の管轄を受ける立場にあり、両部神道と唯一神道（吉田家）の両方に属していた。宝暦期に住吉宮社司山村父子は、護穀神を唯一神道で祀り、寺社奉行の直接支配下にあることを理由に、最勝院・社家頭の管轄から離脱する動きを見せて吉田家へ越訴に及んだ。この時に両神道に属する矛盾が顕れたが、吉田家が弘前藩の神職組織を追認することで終わった。

社家頭への初御目見の例としては、安政二年（一八五五）、社家頭長利薩摩宅で、木造村八幡宮社司菅井安芸倅簾作（二〇歳）、下相野村飛龍宮社司宮本遠江倅右門（二一歳）、出野里村神明宮社司田名部豊倅浪江（一四歳）に産子・村役が同席して、社職見習免許状が渡された。安永四年（一七七五）の大目付触によると、弘前藩では嫡子初御目見願は一〇歳以上となっていることから、社職見習願もこれに准じたものである¹³。

弘前八幡宮下社家の小野兵庫（一六歳）は、安政六年一〇月から無断で松前に渡り、下社家の役務を果たさなかった。この時、師匠久保石見は両社家頭に身元引受人の証文を提出している。ところが、兵庫は岩木山下居宮の神楽において、村方に酒乱の上、狼藉を働いたことが咎められ、隠居させられて親元へ引取られることになった¹⁴。文久二年（一八六

表(1) 修験・社家・座頭人別

1 修験

人別	弘前	在方	浦々	計
修験	12	103	8	123
子供修験	1	3	1	5
隠居	1	10	-	11
新発意	1	-	-	1
俗男	5	105	5	115
祓巫女	-	3	-	3
俗女	19	186	15	220
下男	-	-	3	3
下女	1	1	2	4
				485

2 社家

人別	弘前	在方	浦々	計
社職	27	78	15	120
隠居	1	3	-	4
子供社人	11	32	7	50
俗男	37	122	26	185
神子	11	33	12	56
巫女	-	6	-	6
俗女	48	181	31	260
下男	1	1	10	12
下女	5	-	6	11
				704

3 座頭

人別	弘前	在方	浦々	計
座頭	16	23	5	44
粹巫女	29	109	21	159
男	10	15	1	26
女	11	13	4	28
				257

二)、鈴木藏人は、鶴田村八幡宮社司佐々木美濃の門弟として神楽式寄舞拍子の伝授を受け、工藤清宮は、吉野田村八幡宮社司長利筑前の死後に佐々木美濃に師匠替している。また、吹畑村の和田主殿は、板屋野木村宝量宮社司工藤河内に弟子入りして行事五四か条の相伝を受けている。¹⁵ 明治三十一年(一八九八)、鯉ヶ沢町白八幡宮社司工藤東穂は、弟子工藤千穂・小野正芳誌に橘家神道の諸行事を伝授していることから、明治に入ってから弟子入りして神道を学んでいた。¹⁶

文化二年(一八〇五)の「修験・社人・座頭人別戸数調帳」¹⁷をまとめると表(1)のようになる。この表にある社家の部の「子供社人」が、最勝院が認めた神職見習とみられる。神職家の嫡男は、一〇歳位で神職見習となり、親か師匠について稽古をし、家柄によっては藩主への御目見を済ませ、官職受領の準備に入った。神職見習は最勝院への間届けにより、地位が認められた。

宝暦七年(一七五七)、鯉ヶ沢町白八幡宮社司工藤讀岐(六三歳)は、老齢・持病で神事が勤められないと隠居願を出した。倅加賀は二七歳で

官職受領を済ませ、本年三一歳になっていた。最勝院において両社家頭の同席のもとで加賀の隠居相続が認められている。¹⁸ 同一三年、弘前八幡宮下社家小野神大夫(六三歳)は、老齢・持病を理由に隠居願を出した。倅筑前は三五歳で官職受領を済ませ、本年三九歳になっていた。¹⁹ 老齢で神事が勤められないことを理由に隠居し、官職受領を済ませた嫡男に隠居相続をさせていることが解る。

両社家頭は、最勝院の下で領内の神職取扱を任される立場にあった。社家頭小野若狭は、宝暦五年、官職受領にあたり青森方面の神職から手伝料各一〇匁を受取っている。²⁰ また、年礼は和徳稲荷宮神主山辺伊予・御館神宮神主小野神大夫・神文誓詞職長利豊前、下社家から受ける立場にあった。若狭は、同一一年の正月には年礼として最勝院に扇子代一匁、院代・役人へ三〇銅を届け、安永九年、到来奉行へ年始礼銀一匁五分を手形で上納する義務を負っていた。

小頭は組下の神職からの諸願を吟味して社家頭へ添状を出し、切支丹改・人別改は組毎にまとめて提出した。最勝院住職が病死すると、組毎に名代を出させ、新任職の入院には各神職が祝儀に出頭することになっていた。両社家頭は最勝院の許可を得て、門前住民を飛脚人に仕立て小頭に布達を届けている。²¹ 延享元年(一七四四)、社家頭長利唐之助が川方面の小頭沢田周防に飛脚七郎右衛門を派遣した際、小頭は一宿賄いを含む飛脚賃一匁五歩を負担し、²² 明治元年、木造方面の小頭菅井安芸は飛脚賃一七匁を組下の割前にしている。²³ 小頭は社家頭の布達を配下に届けて飛脚賃を割当て、諸願を吟味して添状を社家頭に提出する役務を持っていた。

下社家は六供とも称し、禰宜町に住み、弘前八幡宮に五家、弘前熊野宮に五家が所属し、一人扶持を給され、それぞれ所属する社への月並社参・不時の神事・夜番・諸用・社内外の清掃・雪下し・火災時の出動を役務とした。

宝暦二年、弘前八幡宮下社家阿部清宮が、社務取放・弘前町追放の処分を受けた時に、付添人に最勝院中小姓佐藤久蔵が付いている。²⁵嘉永六年に最勝院用達工藤容助、安政五年に容助の後継者最勝院役人工藤要之助の名前がみえ、最勝院中小姓・用達・役人は寺侍に相当するとみられる。²⁶

文化五年、久渡寺役人今庄左衛門が境内の杉三四本を切ったことが発覚した。嘘の証言により、鞭刑八鞭・一〇里四方追放、家屋敷取上げ、家財闕所の処分を受けている。²⁷この後、今庄太郎が永代寺付役人となっているが、庄左衛門との関係は不明である。安政三年一月二七日、庄太郎は同寺居間で切腹する事件を起こした。無住の久渡寺知行地からの収納取扱いで捜索を受け、入牢申渡しの前に切腹し、一二月七日に死亡した。この間の一二月一日、病身の実父長兵衛も、寢所において刺身包丁で切腹して果てた。調べによると、庄太郎は一〇月二一日に高照霊社（現高照神社）宝蔵を破って大小・小柄を盗み、十一月九・一一日に弘前城金蔵を破ったところを見咎められ、逃亡したことが判明した。庄太郎の死骸は塩詰にされ、取上刑場で磔に処せられた。久渡寺門前庄屋と親類四人は、今家の監視を怠ったとして、過料錢一貫八〇〇文が課せられた。久渡寺への未納米二五俵一斗八升四合九夕分に相当する錢五〇匁・大豆五升分は、門前の同寺用達屋敷にあった米三三俵を充てること

になった。このことにより、高照霊社の祭司役から小人頭まで一人、弘前城金蔵の持筒警固から番人まで一人が、慎・押込・役下の処分を受けた。庄太郎は永代寺付役人で用達屋敷に居住し、知行地の内、手作田を預かり、下々畑・銀納畑をそれぞれ一反五歩と雑駄一疋を所有していた。²⁸

百沢寺の寺役人については、寛政五年（一七九三）、数代にわたる寺役人太田藤左衛門は、境内の杉を必要以上に伐採したとして戸締め処分を受け、文政元年（一八一八）、同寺役人太田石蔵は、境内の無極印の杉を同村酉蔵に呉れたことにより、禁足の処分を受けている。²⁹藤左衛門・石蔵の関係は不明であるが、同姓を名乗るところから親類とみられる。

最勝院・久渡寺・百沢寺が抱えていた寺役人・用達・中小姓は、領内の大寺にあって知行地の収納など仏事以外の世俗を担当している寺侍であった。世襲で大小を帯び、妻帯して境内に住居しているが、藩士ではなく陪臣の地位にあったものであろう。

ここでは、神職組織の形成と運営のための小頭・寺侍の役割、神職見習の様子が明らかになった。

2 明治の神仏分離における神職

慶応二年（一八六六）、最勝院は、弘前八幡宮の鰐口を鈴に替えたこと、僧形八幡像に魚類を供えることに疑義を挟み、別当の權威を嵩にかけて御神体を神主・下社家から奪おうとする姿勢をみせている。深砂宮の神事は、拜殿で別当が中央に座し、左方に社僧、右方に神主・権神主と一列一文字に座した。社家が神楽殿に退くと、別当・社僧が大鼓・鐘

を打鳴らし、双方がそれぞれ神事を続行している。これが神仏習合の姿であった。³⁰⁾

明治元年三月、政府は神仏分離令により神仏習合の寺社の分離に着手した。同二年七月、弘前藩では別当による神職支配を免じ、神職は江戸初期以来の別当による管轄から解放されることになった。両社家頭には社家長として神職を取扱わせ、翌三年、仏体を取除かせた。深沙宮の別当は免ぜられ、仏号を改めて猿賀神社とし、神宮寺の寺号は塔中東光院に移って現在に至っている。そして、別当の座に神主、後座一列に権神主が座り、賽銭は月毎に半分を神主・半分を三人の権神主で分けることになった。³¹⁾ 同四年二月、社家頭は他の神職と共に吉田神道・両部神道を同格としてきたこと、祭典祭式の布告まで奥州岩城平領山名伊豆守より伝来の唯一橘家祭儀によることを確認している。³²⁾ 同年五月、政府は神職の世襲を廃止して精選補任し、同六年三月、祠官・祠掌・准祠掌を任命して近代神社制度の確立を図った。

弘前藩は成立過程で、既存の寺社勢力を取り込んでいったが、本末関係で支藩黒石藩を含むもの他領の寺社を横断的に組織することはなかった。小頭・寺侍により寺社組織が機能していることが明らかになった。また、明治の神仏分離の時点での神仏習合の姿が見えてきた。

二 神職による官職受領

1 神職の官職受領

(1) 官職受領

吉田神道家「御広間雑記」は、慶安三年（一六五〇）から延宝元年（一六七三）までと、元禄一二年（一六九八）から宝永七年（一七一〇）までがデータベース化されてある。³³⁾ そこで、これを基に確認できる官職受領を表（2）にした。³⁴⁾ 神社名は地名を付して表記してある。弘前八幡宮神主小野家には吉田家の裁許状七通が現存する。この内、二通が「御広間雑記」と一致する。宝暦五年（一七五五）五月の裁許状は一六日の発行で、本所吉田家当主との対面は一七日であった。

今別村八幡宮社家沢田撰津について、「御広間雑記」は次のように記してある。

〔史料1〕「御広間雑記」

①寛文九年九月一〇日条（表（2）番号1）

奥州津軽領内今別村八幡宮之社家罷上、御裁許状頂戴仕度由唯今申、何之証文も無之故、則津軽越中守之家老へ書状遣之了、

②寛文一一年四月二七日条（表（2）番号2）

奥州津軽今別村八幡宮之社家沢田撰津御一通中臣祓・護身禪法等頂戴、

これを見ると、沢田撰津は寛文九年（一六六九）、直接本所吉田家に赴いて玄関払いになり、同一年に裁許状を得ているところから、国元での手続を知らなかったようである。弘前藩領の神職の官職受領はこれが初めてとみられ、今別村は松前街道三厩の手前にあり、早くから官職受領の情報を得て上京したものと考える。また、元禄四年、浪岡村八幡宮神主有馬和泉も、国元からの添状を持たずに上京して不首尾に終わっている。³⁵⁾ この後、裁許状を得たが、同六年には弘前藩庁で有馬和泉守と祈

表(2) 神職の官職受領

番号	年号	西暦	月	日	神社名	職名	神職名	裁許状	備考	広	八	熊	他の資料
1	寛文9	1669	9	10	今別村八幡宮	社家	沢田拱津		添状無、弘前藩家老へ書状	○			
2	寛文11	1671	4	27	今別村八幡宮	社家	沢田拱津	中臣職・護身神法等		○			
3	寛文11	1671	6	13	猿賀村深砂宮	社家	工藤筑前	裁許状		○			
4	延宝4	1676	7	16	猿賀村高木山権現	社家	奈良岡右近	裁許状	津軽平賀郡、深砂権現末社	○			猿賀社人一卷
5	延宝8	1680	7	21	猿賀村天神	祠官	工藤伊織	裁許状	津軽平賀郡、深砂権現末社	○			猿賀社人一卷
6	元禄1	1688	1		弘前神明宮	神主	齊藤長門掾		江戸で藩主目見				神明宮社縁起
7	元禄3	1690	7	25	入内村天神	祠官	入内左近太夫	裁許状	対面、津軽外浜	○			
8	元禄4	1689	8	20	浪岡村八幡宮	神主	有馬泉太夫	受領名和泉					国日記
9	元禄6前				東照宮	神主	山辺丹後						国日記
10	元禄8	1695	8	2	弘前八幡宮	神主	小野若狭	風折烏帽子・狩衣	対面	○	○		青森県史
11	元禄11	1698	5	8	猿賀山天神	祠官	工藤参河			-			猿賀社人一卷
12	元禄13	1700	6	28	津軽八幡宮	社家	山田肥後		津軽・対面、	○			
13	元禄13	1700	7	8	津軽稲荷大明神	社家	毛内對馬		津軽・対面、(和徳稲荷宮)	○			
14	元禄13	1700	7	8	八幡宮	祠官	長利薩摩		津軽・対面、(弘前熊野宮)	○			
15	元禄14	1701	5	17	東照宮	社家	山辺丹後		津軽・対面	○			
16	元禄14	1701	6	25	熊野権現	祠官	佐藤丹波		津軽・対面	○			
17	元禄15	1702	6	24	八幡宮	祠官	奈良伯耆		津軽・対面	○			
18	宝永1	1704	5	13	神明	祠官	柿崎和泉		津軽・対面	○			
19	宝永1	1704	6	28	猿賀村深砂宮	神主	工藤筑前		奥州津軽	○			猿賀社人一卷
20	宝永2	1705	4	22	那智山熊野	祠官	森下因幡		津軽弘前・対面、(樋ノ口熊野宮)	○			
21	宝永2	1705	4	27	黒石神明宮	神主	小野川遠江		津軽・対面、黒石藩領	○			
22	宝永2	1705	5	8	八幡宮	祠官	長利豊前		津軽田舎庄館田村、対面	○			
23	宝永2	1705	5	8	稲荷大明神	祠官	阿部石見		福館村、対面	○			
24	宝永2	1705	5	8	飛龍権現宮	祠官	長利丹波		西中野目村、対面	○			
25	宝永2	1705	5	8	羽黒権現	祠官	長利相模		平賀庄大郷村(大郷村)、対面	○			
26	宝永4	1707	6	26	神明	祠官	工藤讃岐		津軽・対面	○			
27	宝永4	1704	7	19	祇園	祠官	有馬伊予		津軽・対面	○			
28	享保20	1735	7	23	弘前八幡宮		小野若狭	風折烏帽子・狩衣、赤色千早		-			青森県史
29	宝暦5	1755	5	17	弘前八幡宮		小野若狭	風折烏帽子・狩衣、赤色千早	神道啓状、裁許状16日	○	○		青森県史
30	宝暦5	1755	5	17	田代村熊野宮		久保美作		対面	○	○		
31	寛政2	1790	4	23	弘前八幡宮		小野若狭	風折烏帽子・狩衣、一日法令		-			青森県史
32	文化3	1806	5	21	弘前八幡宮	神主	小野若狭	風折烏帽子・狩衣、一日法令		-	○		青森県史
33	文化5	1822	4	6	弘前八幡宮	神主	小野若狭	風折烏帽子・狩衣、一日法令		-			青森県史
34	文化5	1822	4	6	神明宮	神主	工藤日向	初重御行渡被成下		○			
35	文化5	1822	4	6	八幡宮	祠官	工藤加賀	初重御行渡被成下		○			
36	天保5	1834	1	23	弘前熊野宮		長利薩摩		近衛2・7対面	-	○		近衛、国日記
37	嘉永2	1849	4	1	弘前八幡宮		小野若狭	風折烏帽子・狩衣、一日法令		-			青森県史
38	嘉永3	1850	10	15	弘前熊野宮	神主	長利薩摩	従五位下、薩摩守	対面、献上千匁25・煎海鼠20	○	○		近衛
39	嘉永3	1850	10	15	金屋村山神宮	祠官	久保石見		対面、奥州山神宮祠官	○	○		
40	嘉永3	1850	10	15	神明宮	祠官	長利筑後		対面、奥州神明宮祠官	○	○		

〔他の資料〕は、近衛は近衛家雜事日記(『年報市史ひろさき』第7・8号)、猿賀社人一卷(弘前市立弘前図書館・津軽家文書、『青森県史』資料編近世3 資料番号434、557～560頁)、神明宮社縁起(弘前市立弘前図書館・津軽古図書保存会文庫、『新編弘前市史』資料編3(近世編2) 資料番号417、1202頁)、青森県史(『青森県史』資料編近世3 資料番号394・395・398・401・403・405・408、538～540頁)である。

袴札に記してある受領名の「守」が問題となった。藩主の意向で東照宮
 神山山辺丹後の例から、単に和泉とすることになった。⁽³⁶⁾
 文化一四年(一八一七)、弘前神明宮神主斎藤長門から父親と同様に
 守札・託宣書に長門守を使用できるよう願い出たが、藩庁は口唱以外に
 受領名を用いることを認めなかった。⁽³⁷⁾ 各神社の棟札は最勝院住職が作成
 するが、残存する棟札をみると、歴代住職によって守を付して、神
 職の方も口唱では受領名を使用していた。⁽³⁸⁾
 宝永二年の「社堂縁起」には、註記に吉田官として受領名を持つ者、
 伊勢官として太夫号を持つ者、単に太夫号だけを持つ者、百姓名の禰宜
 が混在している。享和三年(一八〇三)の「寺社領分限帳」から百姓禰
 宜が消えているところから、次第に堂守・鍵取と呼ばれて宮座を扱う百
 姓から專業の神職に代わっていったものと考えられる。
 明和元年(一七六四)、深沙宮神主工藤筑前は隠居して倅筑後へ相続
 させた。この相続に際して権神主工藤佐太夫・奈良岡幸太夫・小野丹波
 は、四人の神職は同格であり、廻り神主として小野丹波が神主になるべ
 きと、別当神宮寺へ申し出て問題化した。これは、元文五年(一七四〇)、
 官職受領の際、工藤筑前・小野丹波の両者に権神主の裁許状を与えたこ
 とにより混乱が生じたためである。この時、小野丹波は吉田家家司から
 深沙宮の神主を廻り順にして良いと認識したという。寺社奉行が裁許状
 を吟味したところ、廻り神主を証明する裁許状が存在せず、これまでも
 廻り神主を実施してこなかったことが判明した。この結果、寺社奉行は
 工藤佐太夫・小野丹波を、偽りを謀ったとして遠慮処分、奈良岡幸太夫
 は明和の地震で死亡しているところから、倅出雲を遠慮処分とした。⁽⁴¹⁾

官職受領に赴く社家は、関所出切手、社家頭より吉田家宛ての書状、寺社奉行より京留守居役宛ての書状を持参して上京した。加えて京都留守居発行の吉田家宛ての添状を必要とした。

享保二〇年（一七三五）になると、社家頭は神職の官金・路銀を確認するようになり、安永七年（一七七八）には次の史料のように庄屋・五人組の証文も必要となった。

〔史料2〕「支配社家官職上京之留記」⁽⁴³⁾

当村八幡宮社司工藤左膳、此度京都官職罷登申候付、江戸上方御屋敷并於御他領病気差合諸変之義御座候へ、産子共罷出早速引取、上々様御苦柄之義少足共奉申上間敷候、依而同人願之通被仰付被下置度奉願候、為後日一紙差上申所如件、

安永七^{戊戌}年五月八日

清野袋村庄屋 甚太郎

同 五人組 吉兵衛

惣村中

小 若狭様

長 薩摩様

宝暦一二年四月一五日、境松村飛龍宮社司長利信夫は、官金八兩二歩・錢一貫八〇〇文を持参して上京したが、閏四月七日、宇都宮と雀之宮の間で六人組の追剝に遭い、弘前藩江戸藩邸に助けを求めた。江戸藩邸から手当金二歩・錢五八〇文を得て、五月三日、上京せずに国元に戻っている。⁽⁴³⁾ 安永三年、福岡村八幡宮社司佐々木駿河・五本松村加茂宮社司有馬駿河伴藤太夫が上京したところ、藤太夫が新潟辺で発病し駕籠

で京へ着いた。京の藩邸でやや快方に向かったので、兩名は吉田家での官職受領は済ませることができた。藤太夫は六月一六日に病死したので、裁許状を国元へ届けている。⁽⁴⁴⁾

神職の官職受領だけでなく、伊勢参りで江戸・京の藩邸に助けを求め領民が多くみられ、藩庁が氏子・村方に身元引受をさせるようになった。

西中野目村飛龍宮社司長利備中は、文化七年、官職受領のため、産子中野目・西中野目・俵升・館之越村から一か村あたり五両宛として計二〇両、常盤組手代より三両の助成、諸縁・近付の奉加で合計三〇両の準備をしている。五月二日に上京して七月中旬に帰り、世話になった所へお礼回りをし、持宮では神楽を奏して各産子へ伊勢の御祓一枚を配っている。また、産子各村は備中の葬式に四〇匁、妻の葬式に三〇匁、俵の嫁取に一二〇匁を負担している。⁽⁴⁵⁾ 明治六年（一八七三）の氏子数は、「持宮混淆御仕分表取調書上帳」⁽⁴⁶⁾によると表（3）のようになり、兼社の八坂神社を除いて、氏子三六九戸が経済的基盤になって、神職家を支えていることが理解できよう。また、安政五年（一八五八）一〇月、矢沢村八幡宮別当林蔵院は、孫の修験官職のために常盤組に二〇両の助成を頼んでいる。常盤組では相談の上、この時は一〇両より助成できないと減額している。⁽⁴⁷⁾

表（3）西中野目村八幡宮氏子

村名	氏子戸数
西中野目	26
亀岡	32
吉向	16
中野目	48
五林	6
俵升	43
下俵升	17
柏木堰	47
館野越	90
滝井	44
計	369

村名	氏子戸数
十川	122
徳岡	2
計	144

村方にとって村内の安寧のために、神職・修験の宗教行為が必要であり、そのため、長利家と修験

の上京費用の助成に応じなければならなかった。

弘前熊野宮下社家清野備前は、嘉永五年（一八五二）、産子杉館村庄屋茂助へ、俸外衛の官職受領に七兩二歩の助成を頼んだ。村方は各戸に金二歩から銭六文を割り当て六兩助成できると約束した。安政二年二月、村方は未納者があつて五兩より用意できなかった。未納者の長兵衛は饒別として金二歩をすでに届けているのでこれ以上の出費はできないと断っている。外衛は二月三日に上京、風折烏帽子・狩衣・呼名備前の裁許状を得て、六月六日に帰着したが、約三か月に及ぶ旅であつた。お礼回りの際に滞納金を催促したが、村方では納めなかつた。七月二八日、外衛は庚申塚建立に、親備前の指示で無官が着用する白張で神事を執行了。村方は官服の狩衣を着用しなければ官金を取戻すと騒ぎ出した。未納者の長兵衛は諸人の前で面目を失い、同村の与右衛門は庄屋茂助と口論になり、鎌で打擲される騒ぎになつた。翌三年五月、境関村社司山屋遠江が村方との和睦を勧めたが、村方と長兵衛は不承知であつた。同五年八月に至り、備前から遠江へ霞所を永久譲渡することになつた。村方五二〇匁、遠江より三〇〇匁、合わせて八二〇匁を備前方へ渡したが、実際のところ遠江の三〇〇匁は村方の出費であつた。備前は官金の滞納分一兩とこれまでの供米・供物分として受取つた。ところが、慶応三年八月、備前は譲渡の際、内々で一〇年で返す約束があつたとして揉合いになつた。村方の当事者が病死していることもあり、三〇〇匁で霞所の引戻し返還を求めた。寺社奉行は文政年間以降の霞所譲渡は認めない方針であることを確認し、明治元年七月、霞所は山屋遠江が元銭を受け取り、元の預主清野備前へ戻すことで決着した⁴⁸。

表(4) 小野川修理官職受領費用

項目	金	銀
継目礼録	7兩2分	
十八神道行事	7兩2分	
一日法令	7兩2分	
初重行法	5兩	35匁
鳴弦墓日行法	5兩	35匁
家老三人へ礼	2兩	1分
指南方へ礼	2分2朱	
鈴鹿左膳へ礼	2分2朱	
小計	36兩	
冠	1兩1分	
烏帽子	1兩	
指貫	3兩2分	
法	4兩	
狩衣下重	5兩2分	
木沓	3分2朱	
小計	16兩2朱	
往還旅宿上下二人	18兩	
吉田表逗留中	3兩	
小計	21兩	
(合計)	73兩2朱余	

慶応元年八月、寺社奉行よりの廻状に次の二点が示されてある⁴⁹。官職受領の上京は氏子・霞所の助成が無ければできず、諸経費を藩領外へ持ち出すことは国損になる。神書講釈に抜群の成績を挙げれば、家柄に關わらず上級の裁許状・十八神道取得を吉田家へ推挙するといふものであつた。

上京した神職は、吉田家で申請外の官服の許可を求め、吉田家の方でも申請外の内容を薦めることが続出し、国元で混乱する基になつた⁵⁰。安政五年、弘前藩支藩・黒石藩の社人頭で黒石神明宮神主小野川修理の官職受領にかかる費用は、「黒石領御用留⁵¹」によると表(4)のようになる。修理は、藩より拝借金二〇兩・霞所より一〇兩、町・在方よりの割付け勸化二〇兩、自分才覚二〇兩で合計七〇兩を捻出している。供一人を連れ、一五〇日の旅であつた。折烏帽子・狩衣・呼名(国名)を官職受領の基本とする例からみれば、修理の得た追加項目の多さが解る。一般には西中野目村飛龍宮社司長利備中のように、三〇兩が必要であつたとみられる。

同三年、寺社奉行は上方の戦争により、官職受領見合せの通達を出し、明治三年（一八七〇）、新政府は官職受領を廃止した。⁵⁶⁾

(2) 居成官職受領

神職は上京して吉田家当主と対面し、本末関係を結び、官職受領を得るが、旅が困難な老年・病身、女性の神子の場合は、国元での官職受領、即ち居成官職受領が認められた。安永八年、両社家頭から本所吉田家へ宛て、老年・病身の者についての居成官職受領を認めるように願っている。⁵³⁾天明二年（一七八二）にも不作続きで知行三分の一差引、諸勸化停止により困窮しているので、老年・病身の居成を願っている。吉田家より熟作が続いたら上京するようにとの返事を得ている。⁵⁴⁾

文政七年（一八二四）、種里村八幡宮社司奈良播磨が病身のため、生涯無官では気の毒と、吉田家へ名代による官職受領を願ったところ、先例があつて認められた。⁵⁵⁾安政二年、一町田村深山宮社司川崎采女・独狐村八幡宮社司佐藤平作が二人連れで上京した。ところが、佐藤平作の方が酒田で発病し、新庄の知合いを頼った。川崎采女は吉田家にこの様子を伝えたと、深く同情し格段の扱いで官職受領が聞届けられた。⁵⁶⁾文久二年（一八六二）、大巻村稲荷社司宮本弥門は上京の準備中に疝氣強く歩行困難となり、医者は全快が無理と診察し、居成官職受領を願って認められている。⁵⁷⁾

同年、漆館村八幡宮社司和田伊予より病身で上京できないが、初重行法相伝を得たいとの願が出された。先例に倣って礼録金二両一步と外に一両一步、計三両二歩を継目官職受領で上京する吹畑村八幡宮社司和田

主殿に持参させて上納し、国元で弘前熊野宮長利薩摩より伝授させることが認められた。⁵⁸⁾

このように、老齢・病身であれば特例として国元での居成官職受領と相伝が認められた。しかし、吉田家としては当主との対面により本末関係が成立する点は譲らなかつた。

弘前藩領の神職は、天保一三年（一八四二）、吉田家当主の逝去に際し、九六人から四両三步、嘉永三年（一八五〇）、吉田家嫡男の元服にあたっては、一人から二朱を集金して上納している。⁵⁹⁾また、文久二年、江戸城炎上の際は、吉田家より公儀献金の知らせがあり、一〇両を集金して届けている。⁶⁰⁾

官職受領は元禄期に社家頭が上京するに及んで加速していったと考えられる。このことは、本所吉田家と本末関係を結び、身分を確定して官服を使用することであり、神職が「文武士」と認識する基になっていた。吉田家の慶弔、江戸城の火災に対する上納金に依じていて、朝廷と幕府権力を背景とする身分制が、弘前藩領の神職においてもみられることが理解できよう。白川家を本所とする神職は、弘前藩領では現れなかつた。

2 神子の官職受領

(1) 神子の役務

弘前藩二代藩主信枚が、元和元年（一六一五）、夢告により樋ノ口村に熊野宮を建立して別当を袋官寺とし、巫朝日を任じたと伝えるが、この巫がどのように継承されたかは不明である。⁶¹⁾文化二年の表（一）の座頭の部に梓巫女一五九人が属するが、これが津軽地方のイタコに当たる

とみられる。

ここでは、社家に属する神子を取り上げる。社職一二〇人に対し神子五六人は、約半数の神社に神子が存在していることになる。人別帳から三例を挙げる。

〔史料3〕

① 「文久三癸亥年 人別帳」善知鳥宮

一、母 青森大工町近江屋甚助妹 神子りさ事豊前亥五拾歳

② 「元治元甲子年 人別増減書上帳」熊野十二所権現

一、母 木作村八幡宮祠官菅井安芸姥 神子讀岐当子六十九歳

③ 「明治三庚午年 人別書上帳」下相野村飛龍宮

母神子 赤田組小和卷村勘十郎娘 いく当五十歳

神子を入別帳で明記してあり、明治三年の人別帳には、この三人を含めて在方に神子が二五人おり、この内、神職家からの嫁入りが三人、婿を養子に迎えた三人を含んでいる⁽⁶⁵⁾。

神子の役務としては、国上寺の神楽が挙げられる。国上寺は推古天皇の一三年（六〇五）円智が創建したと伝えられ、金属製の不動尊の出汗は領内の吉凶を知らせるといわれる⁽⁶⁶⁾。津軽為信が寺領を寄進し、二代信枚が祈願所としている。不動尊の出汗は直ちに国上寺より寺社奉行へ注進され、家老を通して藩主へ報告された。緊急を要するため、神子の準備が整い次第出かけるようになっていたが、元禄九年一二月二四日の出汗の際は、二六日に寺社奉行・目付の立ち合いのもとで湯立神楽を執行することになった。町奉行には神職・神子の町馬一八疋、郡奉行には郷賄の用意が指示されている⁽⁶⁶⁾。次に国上寺での神楽の神事を挙げる。

〔史料4〕「弘八古」二七「御用留記」二、宝曆四年八月四日条。

御湯立之表 上吉

御託宣之事 上之煩可有下之騒雖、然御領主於御信心、御武運

長久御領内静謐之可在加護云々

于時 宝曆四甲戌年八月四日

祭主 小野左門

神楽を奏し、神職が湯面をみて吉凶を占い、その後で神子が託宣を行う。結果は国上寺より寺社奉行・家老を経て藩主へ届けられ、開封された⁽⁶⁷⁾。

弘前八幡宮における天保五年八月一五日の神楽の配役は、「弘八古」九九「年中記」によると表(5)のようになる。このなかで、四人の神子が阿知女・託宣・阿良神・木綿阿知女を担当していて、弘前八幡宮では神楽が神子なしで執行出来ないものとなっている。その他、清水観音・弘前神明宮・城内館神・弘前熊野宮・山王宮・東照宮・和徳稻荷宮・高岡霊社・護穀神の神事に神子が藩命で出かけている⁽⁶⁸⁾。

表(5) 弘前八幡宮 神楽

神事	配役
祭主	小野筑前
国堅舞	久保播磨
阿知女	田名部日向母
神入舞	田名部日向、宮本左膳
御釜清	田名部日向、宮本左膳
一統御祓	
独神楽	佐々木日向
湯平均	清野備前
御祝詞	祭主
御湯立	長利民部
御湯花献備	祭主、長利民部、田名部日向
御託宣神子	久保多門妻
阿良神	久保多門妻、佐々木日向妻
(休息)	
木綿四手	佐々木日向
榊	田名部日向
朝倉	長利民部、久保播磨
千歳	佐々木日向
木綿阿知女	久保播磨母
御獅子	山屋斎宮、小野兵部

天保年間には岩木山下居宮の本尊の出汗、弘化年間には高柏寺の大日如来、報恩寺十一面観音と出汗報告が拡大され、藩庁に祈禱伺いが出されるようになった。⁽⁶⁾

神社における神楽は神慮を慰め、神意を和ませる為のもの⁽⁷⁾とされ、藩主は神への畏怖から出汗を領内異変の前兆として捉え、神楽を奏して無難を祈ることが、領民に対する責務と考えていた。

次に、神子の習得についてみていく。

〔史料5〕「山辺家過去帳」

先祖伊勢姫 元禄五年四月二日、伊勢ノ名朝日、申由、但シ居官也、

此女、尾崎ヨリ和泉家ニテ夫婦トナリ、神子ト成リ、此家ニ参ル、伊勢事ト申、

八十一ニテ死、

伊勢姫は一四歳の時に東照宮神主桃井和泉の養女に入り、十太夫と夫婦になり、神子になっている。その後、夫婦で毛内（山辺と改姓）家二代を継ぎ、嫁妙栄に神子職を伝えている。

明和八年、独狐村八幡宮佐藤豊前の親播磨の妻は、祖父より神子職指南を受けていた。三年前に家を去って独狐村に住んでいるが、豊前の親の考えで離別はしていなかった。水木村大久保院の妻を師匠として波羅意神子勤めをしていることが判明し、播磨の妻と豊前は他出禁止となった。これは、神職家の家族でありながら修験の許で被神子となり、従来の神子の活動から逸脱する行為が咎められたもの⁽⁸⁾と考える。安政二年、五所川原村熊野宮社司斎藤信濃は、神子職を習わせるため、妻を弘前神明宮下社家一戸信濃へ入門させる願を両社家頭に出した。社家頭長利薩摩宅で、神子見習免許状が渡され、最勝院はこれを聞届けている。⁽⁹⁾

神子は神職家の家族の一員が、その家の神職に習うか、他の神職に入門し、神子見習を経て神子になっていることが解った。

「津軽神楽」は、藤崎村堰八幡宮神職堰八豊後安豊が江戸の第六天神の神主鏑木大蔵から神楽を学び、正徳四年（一七一四）七月二〇日に高照霊社に奉納したのを始まりとしている。明治四年、神職の世襲が廃止され、同六年に新たに神官が任命されると、神楽は男性の神職が行い、神子の舞う神子舞・若子舞・木綿阿知女・御幣座舞は演じられなくなつて、神子の役割が終焉した。⁽¹⁰⁾

(2) 神子の居成官職受領

寛政元年（一七八九）、野内村貴船宮社司柿崎播磨の倅多仲は、官職受領で上京した際、病死した神子の祖母に霊社号授与を申し出た。その時の吉田家鈴木一学からの返事を次にあげる。

〔史料6〕「支配社家官職上京之留記」

神子者則神職ニ而其身分不軽社職同前ニ付、惣而不帶御許状、自分として神役を専ニ致候義者不被成候ニ付、外方々ハ社職同前、急度繼目之御許状被相願并相当之御免許物等御許容を得被相勤候所、其表々ハ神子職之御許容被願候義甚稀成儀ニ存候間、若御本所之御許状并御免許物等不被得相勤候神子有之候ハ、早々被相願候様御申聞可被成候、尤神子者大方女ニ候得者、上京申候而ハ可為難儀と存候間、国元々居成ニ被願登候而苦しかる間敷存候、

神子の身分は社職と同一で、女子の官職受領は稀れで上京は難しいことから、国元での居成官職受領を認めるという。安政四年、青森町善知鳥

宮社司柿崎左膳は、官職受領で上京した際、四四歳になる母の神子官職受領が認められている⁽⁷⁶⁾。同五年、油川村神明宮社司竹本和泉の倅多門が官職受領に上京し、妻さくの神子官職受領を申請している。それを左に示す。

〔史料7〕「吉田殿家御用留帳」

覚

乍恐以口上書申上候、私妻さく儀、当午ノ年五十歳ニ罷成、此度京都吉田表^江神子官職仕せ度奉存候、依之御免許左之通奉願候、以上、
一、神子官 一、呼名 相模
右之通御免許奉願候、尤右之趣^ヲ以吉田表^江之御添状頂戴被仰付被下置度奉願候、以上、

竹本和泉

正月

小野若狭様

長利薩摩様

吉田家からは申請外の神楽秘文・中臣祓・三種太祓の許状が与えられたが、この間の事情は不明である。

安政六年、中畑村稲荷宮社司宮本勝衛・弘前熊野宮下社家田名部吉宮は、神子の母が無官を嘆いているとして、一人七両二歩の礼録金の用意をして、神子官願を提出している⁽⁷⁸⁾。ところが、文久二年、板屋野木村宝量宮社司工藤河内の妻は、礼録金一両で神子官を得ているところから、この二例だけでは礼録の金額を明らかにできない⁽⁷⁹⁾。

明治初年の神子は次のようであった。

〔史料8〕弘藩明治一統誌第五卷『社寺院雜報録全』⁽⁸⁰⁾

巫ノ湯点舞ハ廢止セリ、神楽式ニ以前ハ高照神社ノ式ニハ巫五人ナリ、外ノ神社ハ大祭ハ三人、平生ハ二人ナリ、素ヨリ社人ノ妻女是ヲ司トリ、熟芸ノ上ニ

テ今日神楽ニ神ノ吉凶ヲ占シ役ナリ、占ハ一人ナリ、

神子に巫の字を充ててあるが、活動の様子を知ることができる。

明治四年神社改正が布告され、神職の世襲が廃止となり、神官は近代国家の官僚となった。同六年、青森県では神官が新任され、弘前藩の宗教政策は消滅した。翌七年、政府は山梨県からの女性神職登用願に、神官は国家官吏のため女性を任用できないとする左院の決裁を以って退けた。ようやく昭和二十一年（一九四六）の宗教法人令により女性の神職が現れるようになった。

三 長利岩雄・仲聴父子による官職受領

1 長利岩雄の官職受領と弘札

社家頭で弘前熊野宮神主長利岩雄の官職受領を次の史料によってみていく。

〔史料9〕「御用留記」天保四年三月一日日条

弘^メ札式^ケ度興行旧臘被仰付、右取扱方産子^ニ和徳町^ニ而世話講中相立筈、夫々相究候^ニ、右約定之一札差遣候、認方左之通為末々書記候事、

富弘^メ札約定之事

此度拙者儀御用^ニ付上京被仰付、右入用為調達金弘^メ札式^ケ度被仰付候^ニ付、相談之上産子中御自分方^江扱方講中申付候所相違

無之候、尤壹^ケ度ニ付錢四貫五百匁宛拙者方^江相納^メ候定ニ付相談之上、此度京都入用金七拾兩前繰借用候所実正明白也、尤利息之儀者壹歩八朱之定ニ而、右之利共当年式^ケ度之弘^メ札料を以返弁之定、右之通取極之上者外講中取扱等決而致せ不申候、依而為後日約定一札如件、

天保四癸巳年三月

屈人 長利薩摩

受人 安倍常陸

和徳町産子中

扱方 久保甚吾殿

瀧や勢次郎殿

宮本兵四郎殿

周和屋安右衛門殿

成田長三郎殿

寺政嘉忠殿

猿かや寿吉殿

世話人 成田金平殿

右之通取極^メ、諸事万事何儀も和徳講中^ニ而引受、此方^ニ而^ハ何も構ひなし、弘^メ札穿候当日、諸役人賄并謝礼等悉皆扱方講中^ニ而致候筈、最勝院并桃井主税之振合^ヲ以右之通相談互^セ相極^メ申候也、

弘前・黒石藩領では富籤を弘札・富弘札と呼び、文化九年（一八一二）から寺社の修復を目的とすることで認可した。天保四年（一八三三）、岩雄は上京の入用金七〇兩を、氏子の和徳講中と図り富籤発行により確

保しようとした。この年は領内不作から延期になり、翌年、岩雄が帰国後も再三にわたり興行願が出されている。ところが、同年一〇月三日、寺社奉行から岩雄の病氣と偽つての暇願が咎められ、弟力弥（仲聴）を養子にして相続させ、岩雄には慎の処分が下された。よって、富籤は興行されず和徳講中の欠損で終了したものと考える。

同七年九月、最勝院・大田寺・大行院・誓願寺・白狐寺・報恩寺塔中善入院・高柏寺・住吉宮社司山村宮門・品川町胸肩宮社司山辺但馬より、継目上京・社堂修復のための弘札興業願が出された。三奉行の相談により、大行院・誓願寺・善入院の修復には常富から充てることになった。慈雲院境内に常富取扱所があり、盛んに弘札興業が行われるようになっていたが、常富の内容は不明である。

万延元年（一八六〇）九月、下社家長利伊予・清野河内より祈禱所・居宅修復助成の興業願が出された。⁸⁴ 同一一月、弘前八幡宮神主小野若狭は、末社天満宮が零落して藩主社参に際し見苦しいことから、弘札興業を願い出て許可になり、文久二年（一八六二）三月二十五日に開札となったが、弘前八幡宮境内で行われたとみられる。弘札七〇〇枚を一枚銀四匁で売り出しているの、完売した場合二万八〇〇〇匁になる。⁸⁵ この時の金・銀・銭の相場は不明なので、仮に金一兩を銀六〇匁、銭四貫文（四〇〇〇文）、銀一匁を銭六〇文とすると、約四六七兩になる。当たり札は、一番から百番まで百枚あって、一〇番毎に兩袖（前後賞）が設けられていた。景物（賞金）の最高額が百番の三貫文で、この兩袖が三〇匁であった。三貫文は四匁（二四〇文）の約一二倍に過ぎない。景物の総額は五九四二匁（約九九兩）であった。立会は寺社方二人、同小使三

人、徒目付一人、足輕目付一人、町同心二人で、昼・夕・夜食を用意している。寺社方小使・町同心には帰りに樽代二匁を遣わし、他の役人には、翌日、下社家田名部平馬に樽代を届けさせている。これらの諸経費を除き、天満宮修理費として若狭が入手した金額については不明である。弘前での弘札は、最初は景物が五〇両であったが、次第に少額になっていった。天保期の弘前の職人の手間賃が一日四匁程であっても庶民にとって弘札は人気があった。⁸⁶⁾

弘札は官職受領の費用だけでなく、末社・祈禱所・居宅修復のために行われたことが明らかになった。

2 長利仲聴の官職受領

長利仲聴の官職受領を「皇都滞在中公私諸用留記」⁸⁷⁾によってみていく。嘉永三年（一八五〇）八月、一五〇日の暇願が認められて上京し、本所吉田家の庭のある六畳二間の裏長屋に入り、所帯道具を借用している。京の藩邸から米二俵を借りているところから、自炊する生活であったことが解る。仲聴が三人連れであるところから、侍・飯炊きを供にしたとみられる。

仲聴が掃部名で本所吉田家へ出した願書には、継目許状として薩摩、十八神道、一日法令、宗源行法・大護摩行法、中臣祓・三種祓・六根清浄大祓とある。継目許状・一日法令等の礼録として都合一八両を上納している。一〇月一五日に仲聴・久保石見・長利筑後と他領の神職を合わせて一人が、本所吉田家の当主に対面を許された。吉田家家老から名前を呼ばれて前へ進み、御流れの杯で三献を頂戴している。この対面が

吉田家当主との本末関係を結ぶ重要な儀式になっていることが解る。一〇月二六日、久保石見・長利筑後へ裁許状が渡され、翌日、国元へ向かった。二人は一〇間の修行で官職受領を済ませたことになる。

仲聴は、一〇月一五日から十八神道行法、一二日から宗源加行に入り、翌年一月一四日まで毎日のように吉田家当主の神事の席に連なり、吉田家家老から指南・稽古を受けている。皆伝を受けるためにこれだけの期間が必要であった。この修行の間に、京の釜座屋敷における館神稲荷官の祈禱を依頼され、一二月七日には、弘前藩家老大道寺族之助の近衛家へ向かう系図道中に加わっている。⁸⁸⁾一二月八日、吉田家より数代に亘る職分出精に付き、官位従五位下薩摩守授与の内意が伝えられた。大道寺族之助に相談して、官位授与と礼金四五両の拝借が認められて、一月一八日に勅許による官位を得ている。この間、歌人千種有功に入門し、伊勢参りの帰途、本居宣長の墓に詣でている。

官職受領にかかる経費の送金については、次のようにみえる。

〔史料10〕「皇都滞在中公私諸用留記」

覚

一、金百両也、慥に請取申候、此代金於御地長利掃部殿^五此手形ヲ以

御渡被成候、以上、

戊十月二十三日

鴻池庄十郎

京六角高倉 万屋甚兵衛殿

弘前藩大坂藩邸の勘定奉行を通して、鴻池から為替を発行させ、京都の両替商万屋で換金している。かつて父岩雄が藩庁に国元で上納し、為替

で送金した例からこれを見做ったものとみられる。

仲聴は三月一六日に京都を立ち、吉田家より小野若狭に官位授与の手紙を持参した。若狭は官位を望んだが、藩庁は上京の費用捻出には助成が必要なことから丁寧断ることになった。

仲聴はこの後、戊辰戦争では社家隊を率い、戦死者を祀る招魂祭を行うなど、新政府の宗教政策の中で神職の指導的役割を果たした。

岩雄の講中に依頼した富籤興行による官職受領経費の捻出、仲聴の爲替による送金、吉田家での修業を含む生活を知ることができた。

おわりに

弘前藩では寛文元年（一六六一）に切支丹改衆、延宝六年（一六七八）に神社奉行を設置し、神職は何れかの寺院の檀家に属することになった。弘前神明宮神主・別当付以外の神職の九割が、最勝院の管轄の下で両社家頭の取扱いを受ける組織編制になり、両部・唯一神道の両方に属することになった。今回の考察により、新たに次の六点を明らかにすることができた。①神職見習・神子見習は、両社家頭が最勝院の届付けにより見習許状を発行し、これにより人別帳に身分として記入された。②神職組織における小頭、弘前八幡宮・弘前熊野宮下社家、寺侍の役割。③神職が両部・唯一神道を同格と認識し、神仏習合の神事に臨んでいた。④弘前藩領の神職による官職受領は寛文期に始まった。⑤神職は官職受領の費用を、氏子・地域に割り当て、富籤興行による収益により捻出した。⑥神社に属する神子の習得、神楽に欠かせない神子の存在、国元での居

成官職受領の手続きが解った。

今後は、表（一）の社家の部の巫女・修験の部の被巫女と津軽地方の男性を含むカミサマ・オガミヤ・ゴミソと呼ばれる祈祷者の考察が課題となった。また、神職の調査過程で神職家が神葬祭を行い得たかについての疑問が残された。

最後に、天理大学おやさと研究所の幡鎌一弘氏から「御広間雑記」についてのご教示をいただき、特に謝意を表して本稿を終わることにします。

註

- (1) 澤博勝『近世宗教社会論』吉川弘文館 二〇〇八。
- (2) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会 一九八九。
『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館 二〇一四。
- (3) 井上智勝「近世の神職組織―触頭を擁する組織を対象に」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集 二〇〇八)。
- (4) 幡鎌一弘「一七世紀中葉における吉田家の活動―確立期としての寛文期」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集 二〇〇八)。
- (5) 田中秀和「幕末維新期における宗教と地域社会」清文堂 一九九七。
- (6) 西田かほる「神子」(『シリーズ近世の身分的周縁1 民間に生きる宗教者』吉川弘文館 二〇〇〇)。「女性宗教者の存在形態」(『シリーズ日本人と宗教 近世から近代へ6 他者と境界』春秋社 二〇一五)。
- (7) 和歌森太郎編『津軽の民俗』吉川弘文館 一九七〇。
- (8) 『新青森市史』別編3民俗 青森市 二〇〇八。
- (9) 『青森県史』民俗編資料津軽 青森県 二〇一四。
- (10) 拙稿「津軽藩における神職の官職受領について」(長谷川成一編『北

奥地域史の研究』名著出版 一九八八）二五三～二七四頁。

(11) 弘前大学附属図書館蔵「弘前八幡宮古文書」は、弘前八幡宮神主で社頭を兼ねた小野家の社務日記で、元禄六年から明治四一年まで一九〇冊に及ぶ。

(12) 弘前市立弘前図書館津軽家文書。

(13) 黒瀧十二郎『弘前藩政の諸問題』(北方新社 一九九七) 六八頁。

(14) 「弘八古」一七「年中留」万延元年一〇月八日条。同一二八「年中記」

文久元年三月二・一四日条。

(15) 「弘八古」一二五(表紙なし) 文久二年三月、日付は特定できない。

(16) 「橘家神道祭儀心得留」和徳稲荷神社蔵。

(17) 前掲註(12)。

(18) 「弘八古」三四「御用留記 乾」宝暦七年三月一六日条。

(19) 「弘八古」四二「御用留記」宝暦一三年九月一七日条。

(20) 「油川村熊野宮社家御用留記」(『新青森市史』資料編5近世(3) 青

森市 二〇〇六、資料番号四四四、六二六頁)。

(21) 「国日記」宝暦一〇年二月二五日条。

(22) 前掲註(20) 六一二頁。

(23) 豊島勝蔵編『津軽新田記録第二巻』(西北刊行会 一九八四) 五三頁。

(24) 「弘八古」三〇「御用留記」宝暦二年八月二二日条。

(25) 「国日記」嘉永六年八月一四日条。『御用格』第三次追録本(弘前市教育委員会 一九九三) 二〇頁に同じ記事がみえる。

(26) 「国日記」安政五年七月二一日条。

(27) 「御用格」第一次追録本下巻(弘前市教育委員会 一九九三) 二〇頁。

(28) 「国日記」安政三年一月二八日、二月七日・九日、同四年一月二四日、二七日条。今庄太郎については、『御用格』第三次追録本(弘前市教育委員会 二〇〇二) 八八二～八八四頁にみえる。黒瀧十二郎氏は、

『日本近世の法と民衆』(高科書店 一九九四) 一四三・一四四頁で、庄太郎に科した刑罰について考察している。『新編弘前市史』通史編3(近世編2) 四九・五〇頁。

(29) 前掲註(27) 一一・一五頁。

(30) 「弘八古」古文書一三三「公私留記」慶応二年一月二七日条。

(31) 「弘八古」一五〇「公私留記」明治三年九月二五日条。

(32) 「弘八古」一三六「御用留」明治四年二月八日条。

(33) 『吉田神道家「御広間雑記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究』(平成一五年度～一七年度科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書 天理大学おやさと研究所 二〇〇六) 八四頁。『近世神道史研究と「御広間雑記」のデータベース化』(平成一九年度～二二年度科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書 天理大学おやさと研究所 二〇一〇) 五四～五七頁。

(34) 表(2) No.40長利筑後は、「弘八古」九四「御用留記」文政二年六月四日条で確認できるが、何所の神明宮か比定できない。なお、「広」は御広間雑記、「八」は弘前八幡宮古文書、「熊」は熊野奥照神社所蔵文書の略記である。

(35) 「国日記」元禄四年八月二〇日条。

(36) 「国日記」元禄六年一月九日条。

(37) 前掲註(27) 六頁。

(38) 『浪岡町史』別巻Ⅱ(浪岡町 二〇〇三) 三一四頁。

(39) 弘前八幡宮蔵。

(40) 国文学研究資料館津軽家文書(『新編弘前市史』資料編3(近世編2) 弘前市企画部企画課 二〇〇〇、資料番号三九九、一〇二一～一〇二二頁)。

(41) 「国日記」明和三年一月三〇日条。「猿賀社人一卷」弘前市立弘前図

- 書館津軽家文書〔『青森県史』資料編近世五 青森県 二〇〇六、資料番号四三四、五五七～五六〇頁〕。
- (42) 熊野奥照神社蔵。
- (43) 「江戸日記」宝暦一二年閏四月一二・一四日条。「国日記」同年五月七日条。「弘八古」四一「御用留記」宝暦一二年五月六日条。
- (44) 「国日記」安永三年八月一日条。「弘八古」五三「御用留書」安永三年八月八日条。
- (45) 「享和三癸亥年 日記巻」西中野目八幡宮蔵。
- (46) 西中野目八幡宮蔵。
- (47) 前掲註(45)。
- (48) 「清野備前・山屋遠江霞所揉合一件」弘前市立弘前図書館津軽家文書。
- (49) 「弘八古」一三二「年中記」慶応元年八月一四日条。
- (50) 山田哲好編『弘前藩庁における文書管理帳簿の紹介と翻刻(その2・完)』(国文学研究資料館 二〇一二、九三頁)に次のような文書名がある。「社人免許謝礼の儀ニ書拔」・「十八神道之者免許礼録之儀ニ付」は、吉田家家司から京都留守居宛てのものである。この文書の存在は不明であるが、藩庁が申請内容を確認するために用意したものとみられる。
- (51) 弘前市立弘前図書館岩見文庫。
- (52) 「弘八古」一三二「年中留」慶応元年一〇月の鯨ヶ沢町神明宮工藤彦弥太が最後の例とみられる。
- (53) 「弘八古」五八「御用留帳」安永八年六月一九日条。「御用格」寛政本上巻(弘前市教育委員会 一九九一)「官職登之部」一一八九頁に同じ内容がある。
- (54) 「支配社家官職上京之留記」熊野奥照神社蔵。
- (55) (56) (57) (58) 「吉田殿家御用留中」熊野奥照神社蔵。
- (59) 「弘八古」一〇七「年中留記」天保一三年二月九日条。
- (60) 「吉田殿家御用留帳」熊野奥照神社蔵。
- (61) 神田より子「神子と修験の宗教民俗学研究」(岩田書房 二〇〇二)七二頁。
- (62) (63) 『新青森市史』資料編5近世(3)(青森市 一八五一)資料番号四四七「陸奥国津軽郡社家人別書上帳」六四六・四六七頁。
- (64) 前掲註(23) 一三六・一三七頁。
- (65) 「在方九浦社家人別戸籍帳」熊野奥照神社蔵。
- (66) 「国日記」元禄九年一二月二四日条。
- (67) みちのく双書第五九集『原家文書』上(青森県文化財保護協会 二〇一六)一四五頁。
- (68) 「国日記」元禄四年五月一七日、同一〇年六月一七日、同一五年九月一日、同年一〇月一三日、正徳四年九月一七日、享保六年三月一九日、同一五年六月二七日、宝暦元年閏六月二九日条。
- (69) 「御用格」第二次追録本(弘前市教育委員会 二〇〇二)「御出汗附時鐘共」五六九頁。
- (70) 真弓常忠『神道祭祀』(朱鷺書房 一九九二)二八三頁。
- (71) 和徳稲荷神社蔵。
- (72) 「弘八古」五〇「御用留書」明和八年四月条。同五一「御用留帳」安永元年二月二六日条。
- (73) 「弘八古」一二六「支配留記」安政二年八月条。
- (74) 「青森県指定文化財 津軽神楽」(津軽神楽保存会 一九七八)二八頁。
- 笹森建英『つがるの音―随想と論文』(北方新社 二〇一三)二三九頁。
- (75) 前掲註(42)。
- (76) 前掲註(60)。
- (77) 前掲註(42)。
- (78) 「弘八古」一二六「支配留記」安政六年三月条。

- (79) 前掲註(60)。
- (80) 内藤官八郎 弘藩明治一統誌第五卷『社寺院雜報録全』(青森県立図書館 一九八三)。
- (81) 前掲註(42)。
- (82) 山上笙介『津軽の富籤』(津軽書房 一九七八)一三〇九四頁で、安政期以降の富籤興行の行われた可能性について、確認できなかったとしている。
- (83) 「国日記」天保七年九月二十五日条。『品川町町誌』(品川町町会 一九六三)七八頁でこの富籤に触れている。
- (84) 「弘八古」一二七「年中記」万延元年七月一日・一二月八日条。
- (85) 「弘八古」一二七「年中記」万延元年一月条。同一二九「年中留」文久二年三月二〇日条。
- (86) 小館衷三『津軽藩政時代に於ける生活と宗教』(津軽書房 一九七三)八二頁。
- (87) 前掲註(42)。
- (88) 「近衛家雜事日記」陽明文庫蔵(『年報市史ひろさき』第八号 弘前市企画部企画課 一九九九)嘉永三年二月六日条。
- (しのむら・まさお 弘前大学国史研究会 名誉会員)

本会機関誌『弘前大学国史研究』への投稿について
投稿規定

◎論 文 四百字詰 60枚程度を原則とする(縦書き、以下同様)

◎研究ノート 四百字詰 20枚から30枚程度

◎研究余録 四百字詰 10枚程度

◎史料紹介 四百字詰 10枚から30枚程度

◎その他(書評・研究動向・歴史随想など) 四百字詰 10枚程度
ワープロでの執筆に際しては、一段に付き32字×23行で組んで下さい。字数は右の規定の範囲で計算して、それを超えないようにして下さい。

◎デジタルデータによる投稿も可能です(事前に編集委員会へ御相談下さい)。行数・字数は、ワープロ執筆と同様に組んで下さい。なお、プリントアウトした原稿を添付のこと。

◎横書きを希望する時は、あらかじめ本会へご相談下さい。

◎原稿締切 一月末日と八月末日の年2回

※投稿に際しては、図表を最小限におさえ、完成原稿でお願いします。また、原稿は必ず御手元でコピーをとって保存しておいて下さい。投稿は本会会員に限ります。

※掲載については、原稿を受領後、編集委員会で審査し、一ヶ月以内に御通知します。なお、文中に掲載許可を必要とする写真・図版等を含む場合には、掲載決定後、著者の責任において権利者から許可の承諾書を取得して下さい。

※掲載分の論文等については、抜刷50部をさしあげます。

※本誌掲載の論文等を転載する場合は、本会の諒承を得て下さい。